

平成30年度 草津市市政功労者表彰について

1. 市政功労者表彰制度

本市の政治、経済、文化、社会その他各分野において市政の振興に貢献いただいた方、また市民の模範と認められる行為をされた方々を顕彰することで、本市の自治行政の振興を促進することを目的としています。

表彰制度は、昭和42年度に創設され今年で52回目となります。過去の表彰では、自治功労1,065人、社会功労421人、計1,486人が受賞の栄に浴されています。

2. 表彰式

例年11月3日の文化の日に実施しており、今年度も11月3日(土・祝)午前中に開催いたします。

3. 表彰の基準

(1) 自治功労表彰

市政功労者 表彰規則	基 準	基準年数
第3条 第1号	市長の職に4年以上在職した者	4年以上
第2号	市議会議員の職に8年以上在職した者	8年以上
第3号	副市長の職に8年以上在職した者	8年以上
第4号	教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員 または監査委員の職に8年以上在職した者	8年以上
第5号	まちづくり協議会会長として4年以上在職した者	4年以上
第6号	町内会長として5年以上在職した者	5年以上
第7号	消防団員として15年以上在職し、勤務に精励した者	15年以上
第8号	前各号に定めるもののほか、市の自治行政の 振興に功労顕著で特に市長が必要と認めた者	10年以上

(2) 社会功労表彰

市政功労者 表彰規則	基 準	基準年数
第4条 第1号	社会公共のために尽力し、その功績が顕著な団体または個人 ア 社会福祉または保健衛生の向上、青少年の健全育成、交通安全の推進または民生の安定に功績顕著な者 イ 産業、建設の振興に寄与し、その功績顕著な者 ウ 教育、体育、文化、芸術等の振興に寄与し、その功績顕著な者 エ 環境保全の推進に寄与し、その功績顕著な者 オ まちづくり活動に寄与し、その功績顕著な者 カ その他社会公共のために功績顕著な者	15年以上